

建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の 算定方法の改正について

建設業の健全な発展や、公共工事の品質確保などに向けたダンピング対策の徹底を推進するため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び国土交通省の基準の見直しに準じて、下記のとおり改正します。

令和4年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

(令和4年7月31日以前に入札公告又は指名通知を行う案件は、改正前の算定方法を適用します。)

(改正内容)

建設工事の最低制限基準価格、調査基準価格及び調査基準基礎価格の算定方法

改正前 (令和4年7月31日以前)	改正後 (令和4年8月1日以降)
<p>① 直接工事費の 97%</p> <p>② 共通仮設費の 90%</p> <p>③ 現場管理費の 90%</p> <p>④ 一般管理費等の 55%</p> <p>⑤ その他の費用の 90.7%</p> <p>①から⑤の合計額 (税抜)</p> <p>ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7.5/10を乗じて得た額とする。</p>	<p>① 直接工事費の 97%</p> <p>② 共通仮設費の 90%</p> <p>③ 現場管理費の 90%</p> <p>④ 一般管理費等の 68%</p> <p>⑤ その他の費用の 92%</p> <p>①から⑤の合計額 (税抜)</p> <p>ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7.5/10を乗じて得た額とする。</p>

※変動型最低制限価格及び変動型調査基準価格は、上記計算式に変動係数を乗じたものです。(従来通り)

- ・ 変動型最低制限価格 = 上記の計算式で算出した最低制限基準価格 × 変動係数 × 1.1
- ・ 調査基準価格 (変動型を除く) = 上記の計算式で算出した調査基準価格 × 1.1
- ・ 変動型調査基準価格 = 上記の計算式で算出した調査基準基礎価格 × 変動係数 × 1.1